

資 金 の 種 類 貸付利率（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資 金 の 内 容 ・ 使 途
<p><b>③ 農業改良資金</b></p> <p>【貸付利率】 無利子</p> <p>【償還期限】 12（5）</p>	<p>1 農業改良資金融通法に基づき、農業者等が、農業改良措置を実施するのに必要な次の資金</p> <p>ただし、持続農業法、農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化法又はみどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業計画等に従って実施する場合に限る。</p> <p>(1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p> <p>(2) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金</p> <p>(3) 家畜の購入又は育成に必要な資金</p> <p>(4) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの（→平成14年農林水産省告示第1215号）</p> <p>2 認定中小企業者（農商工等連携促進法）、認定製造事業者等（米穀新用途利用促進法）又は促進事業者（六次産業化法）が農業者等の農業改良措置を支援するための措置を実施するのに必要な資金</p> <p>ただし、農商工等連携促進法、米穀新用途利用促進法又は六次産業化法に基づき認定を受けた事業計画等に従って実施する場合に限る。</p> <p>(1) 認定中小企業者</p> <p>ア 農業経営に必要な施設の設置</p> <p>認定農商工等連携事業計画に従って事業を行う連携先の農業者等に代わって、当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等の導入に必要な資金。但し、この機械、建物等を当該農業者等が利用する場合に限る。また、施設の改良によるものを除く。</p> <p>イ 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得</p> <p>連携先の農業者等の農畜産物等を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p> <p>ウ 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得</p> <p>連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p> <p>(2) 認定製造事業者等</p> <p>認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等の導入に必要な資金。但し、この機械、建物等を当該農業者等が利用する場合に限る。</p> <p>(3) 促進事業者</p> <p>ア 農業経営に必要な施設の設置</p> <p>認定総合化事業計画に従って事業を行う支援先の農業者等に代わって、当該農業者等の行う農畜産物の生産又はその加工若しくは販売活動に必要な機械、建物等の導入に必要な資金。但し、この機械、建物等を当該農業者等が利用する場合に限る。また、施設の改良によるものを除く。</p> <p>イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得</p> <p>支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p> <p>ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得</p> <p>支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p>

貸付限度額	貸付対象者
個人 5,000万円 法人又は団体 1億5,000万円	1 農業者等 次の法律の計画認定を受けた者 (1) 持続農業法（導入計画認定期間中。エコファーマー） (2) 農商工等連携促進法（農商工等連携事業計画） (3) 農林漁業バイオ燃料法（生産製造連携事業計画） (4) 米穀新用途利用促進法（生産製造連携事業計画） (5) 六次産業化法（総合化事業計画） (6) みどりの食料システム法（環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画）  2 認定中小企業者等 (1) 認定中小企業者 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者（連携先の農業者が実施する農業改良措置を支援する場合） (2) 認定製造事業者等 米穀新用途利用促進法に基づく生産製造連携事業計画の認定を受けた認定製造事業者等（農業改良支援措置を行う場合） (3) 促進事業者 六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定を受けた農業者等が総合化事業計画に従って農業改良措置を実施する場合に、当該農業改良措置を支援するための措置を行う促進事業者（支援先の農業者が実施する農業改良措置を支援する場合）  3 農協若しくは農協連（いずれも信用事業を行うものに限る。）又は銀行、信用金庫、信用組合若しくは農林中央金庫（いずれも1及び2に掲げる者に転貸する場合に限る。）

●法律の略称

- ・ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 →持続農業法
- ・ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 →農商工等連携促進法
- ・ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 →農林漁業バイオ燃料法
- ・ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律 →米穀新用途利用促進法
- ・ 地域資源を利用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 →六次産業化法
- ・ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 →みどりの食料システム法

●「資金の内容・使途」欄

- ・ 農業改良措置とは、農業経営の改善を目的として、新たな農業部門の経営若しくは農産物の加工事業の経営の開始、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産方式（品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減が図られる場合に限る。）若しくは販売方式の導入をいう。
- ・ 「相当程度使用（又は販売）することが見込まれる」とは、原材料として使用（又は販売する）農畜産物等全体の調達量に占める連携先・支援先である農業者等からの調達量の割合がおおむね50%を超えることをいう。

●貸付資格の認定

農業者等及び認定中小企業者等が資金の貸付けを受けようとする場合、農業改良措置に関する計画を作成し、道（各（総合）振興局農務課）の認定を受けることが必要